

第6回九州厚生局 地域共生社会推進会議	資料1
令和6年11月25日	

地域共生社会の実現に向けた施策の動向と 都道府県への期待

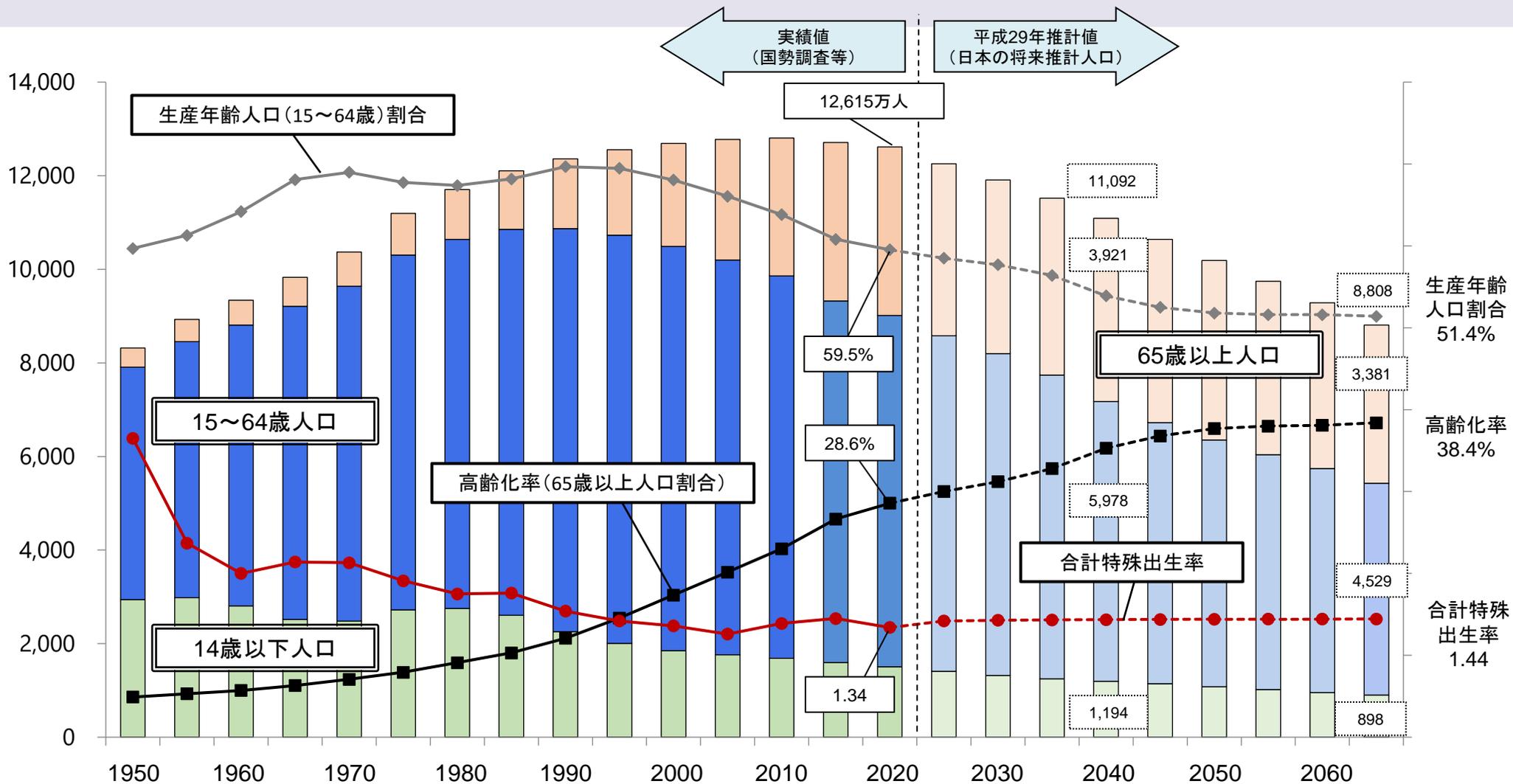
厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課 地域共生社会推進室長

南 孝徳

日本社会の変化 ～人口構造の変化～

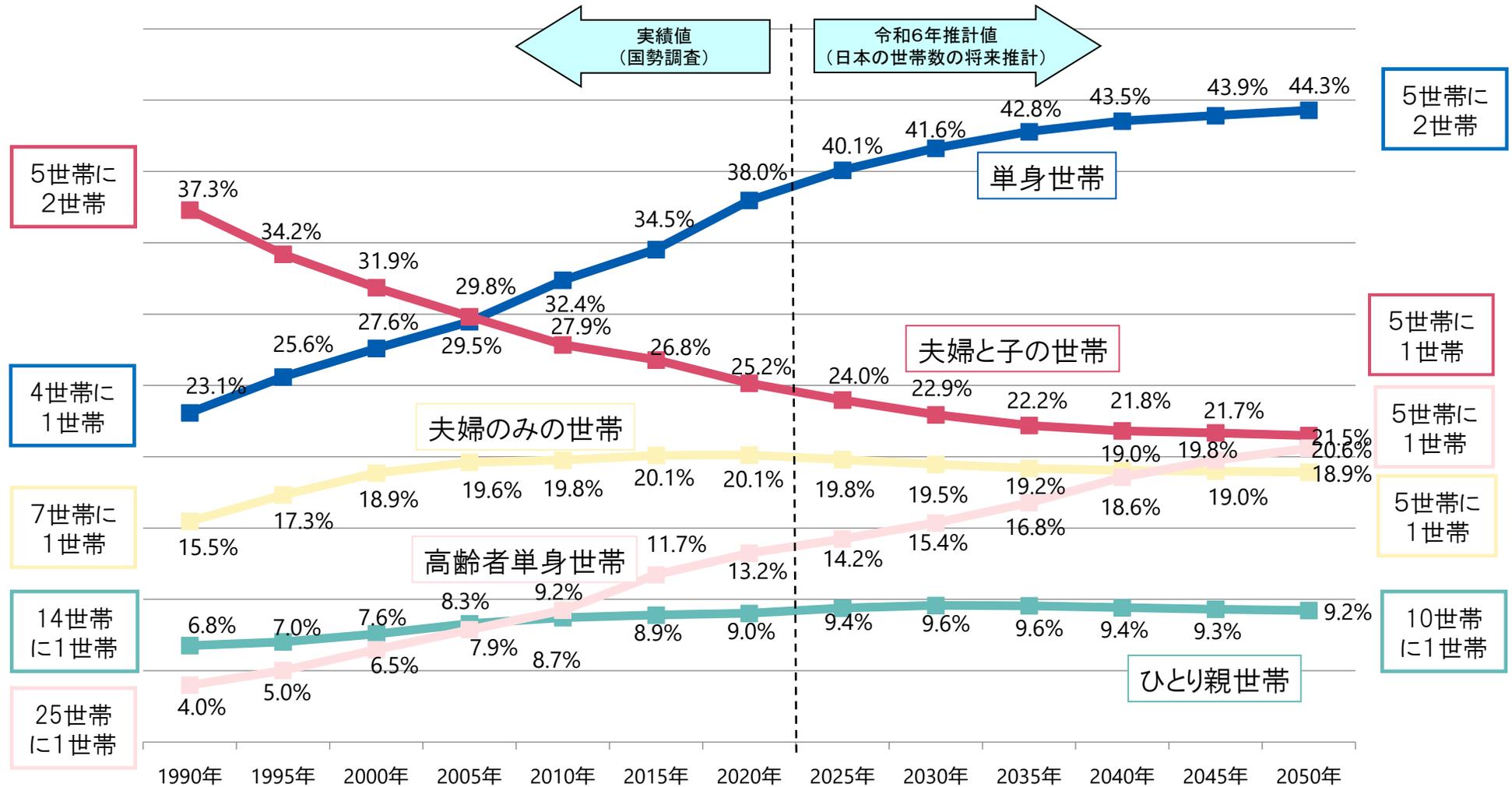
既に日本の人口は減少局面に。高齢化率は2065年には4割弱になると推計されている。



出典：2020年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)等、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

世帯構成の推移と見通し

単身世帯、高齢者単身世帯（※1）ともに、今後とも増加が予想されている



（出典）総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（令和6年推計）」

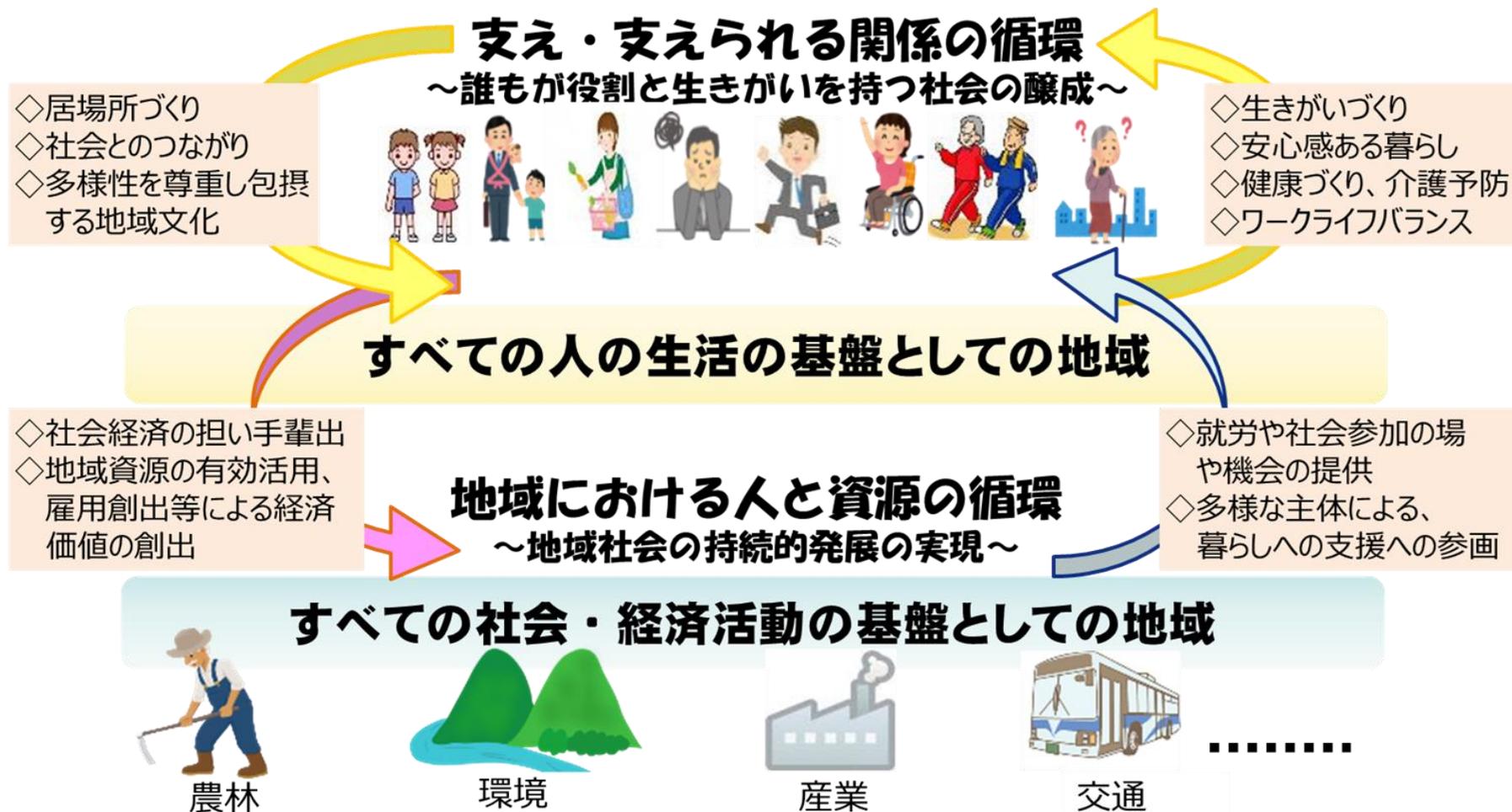
（※1）世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

（※2）全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、35.2%（2020年）から45.1%（2050年）へと上昇。

（※3）子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

地域共生社会の実現に向けて

- ◆ 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 地域で支え合う関係性の構築や支援関係機関同士が有機的な連携を行うことができる環境整備等

重層的支援体制整備事業

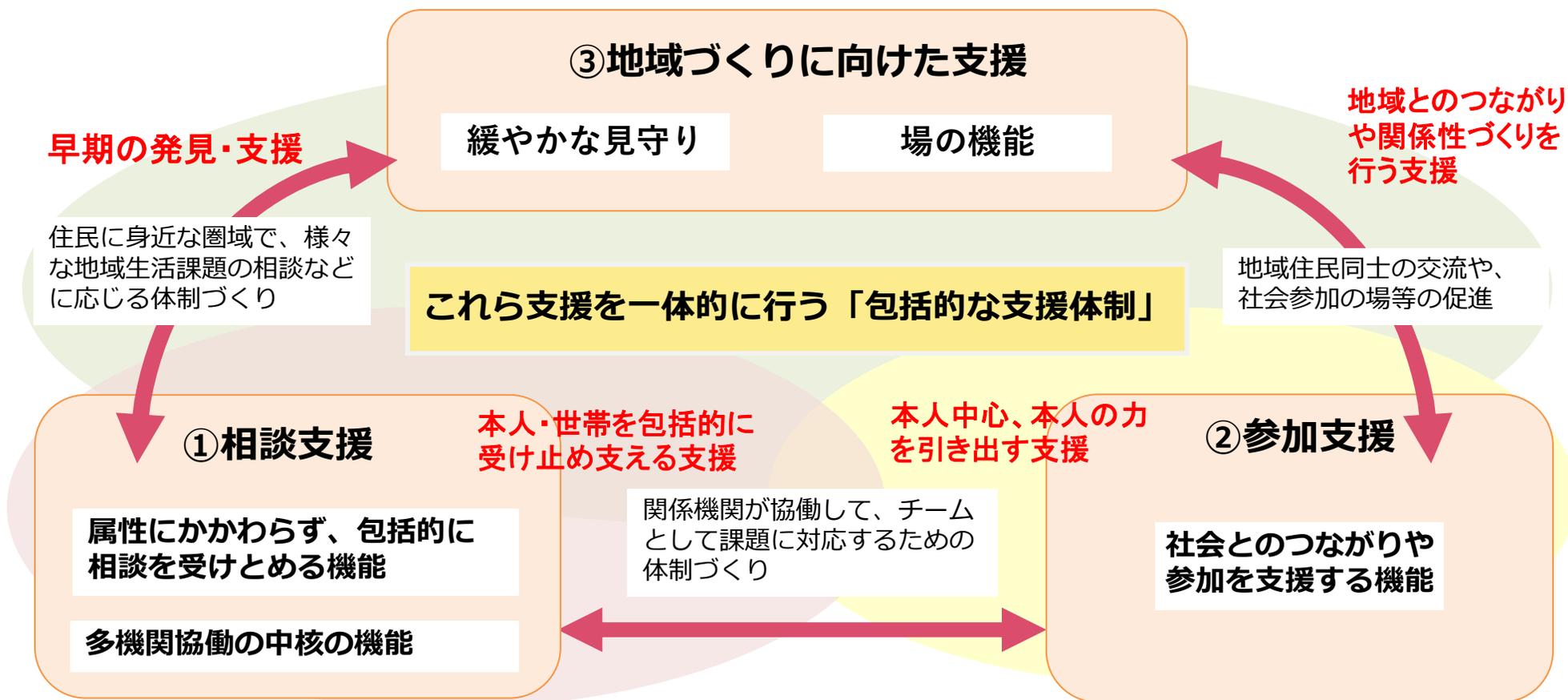
(第106条の4)

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

(任意事業：全国346箇所)

市町村における包括的な支援体制の整備

市町村においては、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、**①相談支援**（市町村による断らない相談支援体制）、**②参加支援**（社会とのつながりや参加の支援）、**③地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する。



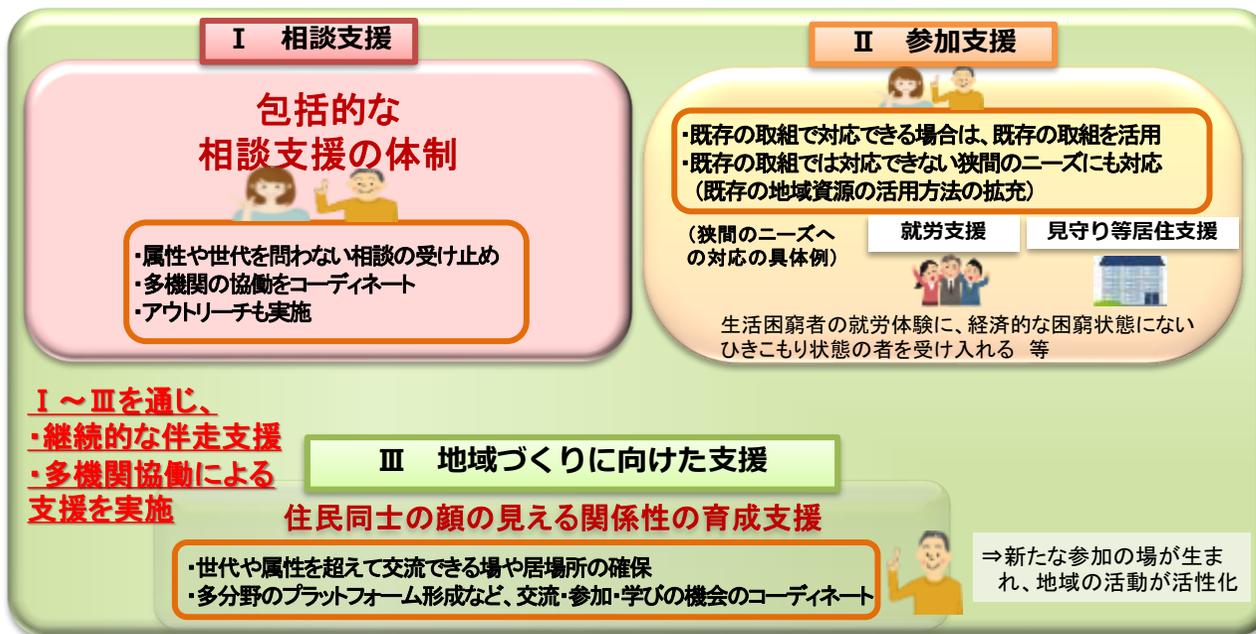
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

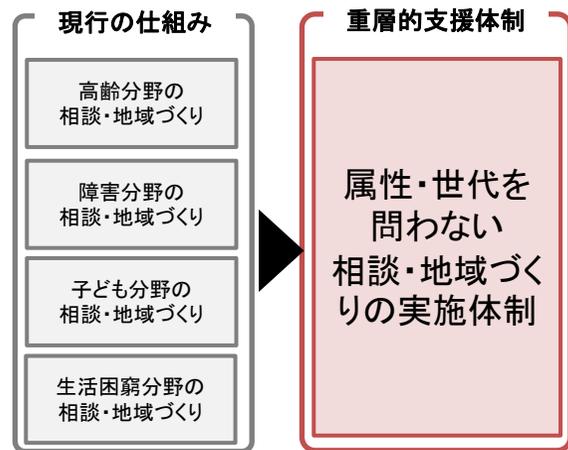
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数…令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う**。



地域共生社会の在り方検討会議 概要

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部教授

④今後のスケジュール（予定）

令和6年6月27日：第1回、7月29日：第2回、8月21日：第3回、9月30日：第4回、10月29日：第5回 令和6年度末：中間的な論点整理
令和7年夏目途：取りまとめ（令和7年夏以降：関係審議会で議論）

本検討会議での議論の視点（案）①

本検討会議では、以下の課題について議論し、各課題について論点及び対応案の整理を行うこととしては如何か。

①地域共生社会の実現に向けた取組について

- 包括的な支援体制の整備の現状と今後の在り方について
 - ・ 包括的な支援体制の整備と重層事業の関係性
 - ・ 包括的な支援体制の整備における都道府県の役割
- 重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方について
 - ・ 重層事業のこれまでの取組状況等の実態把握・効果検証やその方策、財源の在り方を含む持続可能な制度設計
 - ・ 生活困窮者自立支援制度と重層事業との関係
- 分野横断的な支援体制づくり・地域づくりの促進等について
 - ・ 福祉分野内、福祉分野外の類似施策や関係施策との連携
 - ・ 災害時の被災者支援との連携

②地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について

- 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題への支援の在り方について
 - ・ 生活上の課題（身元保証、日常生活支援、死後事務の処理等）について、既存の各施策も踏まえた、必要な支援の在り方（相談対応、資力がない者への対応など）
- 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制の在り方について
 - ・ 地域におけるネットワーク構築の推進の方策等
 - ・ 他制度における地域ネットワーク体制との連携・協働の在り方

本検討会議での議論の視点（案）②

本検討会議では、以下の課題について議論し、各課題について論点及び対応案の整理を行うこととしては如何か。

③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について

- 法制審議会における議論等（法定後見制度の開始・終了等に関するルールの在り方等の見直し）も見据えた、総合的な権利擁護支援策の充実の方向性等について
 - 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
 - 「中核機関」（※）に求められる役割及びその位置付け

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

④その他の論点について

- その他
 - 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等

包括的な支援体制の整備 (社会福祉法第106条の3)

- 平成29年社会福祉法改正にて第106条の3を新設し、第6条第2項に規定する地方公共団体の責務の内容を具体化。
 - ⇒ 市町村に、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）を整備する努力義務を課すとともに、体制整備のために市町村に実施が期待される施策を規定。
 - ⇒ あわせて、市町村に実施が期待される施策に関し、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表。

社会福祉法（抄）

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 **市町村は**、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、**地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める**ものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

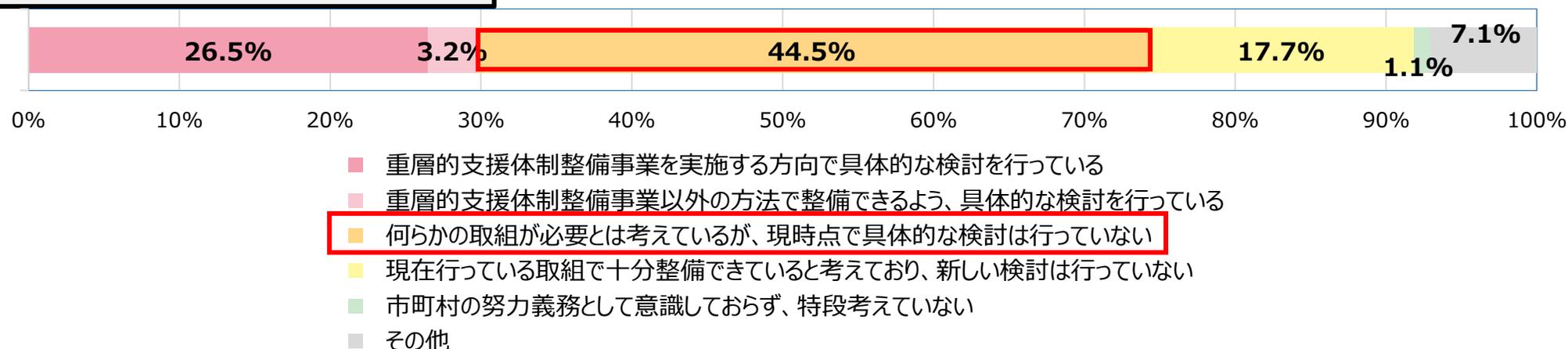
2 **厚生労働大臣は**、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その**適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表**するものとする。

市町村における包括的な支援体制整備の検討状況（重層事業未実施市町村）

- 重層的支援体制整備事業未実施市町村における、包括的な支援体制の整備に向けた考え方をみると、「重層的支援体制整備事業を実施する方向で具体的な検討を行っている」が26.5%である一方で、「重層的支援体制整備事業以外の方法で整備できるよう、具体的な検討を行っている」「現在行っている取組で十分整備できていると考えており、新しい検討は行っていない」と回答している約2割の市町村にあっては、重層的支援体制整備事業以外の方法で包括的な支援体制の整備を行うこととしていると想定される。
- 他方、重層事業未実施市町村の約4割の市町村が「何らかの取組が必要とは考えているが、現時点で具体的な検討を行っていない」と回答しており、市町村単独では整備に向けての検討を開始できていないことが想定される。

包括的な支援体制の整備に向けた考え方

n=283（単数回答）



【現在行っている取組で十分包括的な支援体制を整備できていると考える理由（重層的支援体制整備事業以外の手法により整備可能と考える理由）】

- 相談を受けた所管で十分に聴き取りを行い、関係所管につないでいるため。
- これまでも、必要に応じケース毎に関係部署・関係機関間で情報共有を行いながら、対応をしてきているため。
- 民生委員や老人クラブ、及び包括支援センター等の団体の協力により見守り活動が行われており、相談事案等があれば随時情報共有し、庁内や医療機関等を交えて対応する協力体制ができているため。
- 生活保護、障害、高齢、介護、子ども、健康保健の担当課が同じフロアで連携できており、必要があれば情報を共有しながら対応しているため。
- 生活困窮者自立支援会議や地域包括ケア会議、要保護児童対策地域協議会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会が主体となった会議体など、既存の枠組みの中で対応できているため。

重層的支援体制整備事業／重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第106条の4、第106条の5）

- 令和2年社会福祉法改正にて第106条の4を新設し、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための施策として、重層的支援体制整備事業を創設。
 - ⇒ 社会福祉法等に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備。
 - ⇒ 重層的支援体制整備事業を実施する際は、「重層的支援体制整備事業実施計画」を定めるよう努めることとされている。

社会福祉法（抄）

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一～五（略）

3～5（略）

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第七十条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第一百七十条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4・5（略）

重層的支援体制整備事業 実施にあたってのプロセス①（指針の規定）

- 指針において、重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、実施に向けての「プロセス」が重要であることを規定。
- あわせて、事業開始後も支援体制全体の状況把握や地域分析の上で、意見交換を継続し、見直しを図っていく重要性も規定。

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

二 包括的な支援体制の整備に向けた検討プロセス

重層的支援体制整備事業を実施する際には、市町村は、当該事業の下での体制整備の方針や、体制整備を進める際の具体的な工程等について、地域住民や支援関係機関と議論を行い、意識の共有を図ることが重要である。このため、庁内の関係部局と一層の連携を図るとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の幅広い関係者とも議論を積み重ねること等が求められる。また、重層的支援体制整備事業開始後も支援体制全体の状況の把握や地域分析を随時実施し、それらをもとに支援関係機関等での議論や意見交換を継続し、より適切な支援体制の整備を目指して見直しを行っていくことも必要である。当該支援体制の見直しに当たっては、第五の三の重層的支援体制整備事業実施計画の見直しと併せて実施し、計画上で「見える化」を図ることも効果的である。

三 重層的支援体制整備事業実施計画

実施市町村は、法第百六条の五の規定に基づき、本指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、当該事業の提供体制に関する事項を定める重層的支援体制整備事業実施計画(法第百六条の五第一項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画をいう。以下同じ。)を策定するよう努めることとされている。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、包括的な支援体制の整備に向けた各実施市町村の方針について、地域住民や支援関係機関と議論を行うプロセスに意義があることから、重層的支援体制整備事業実施計画の策定過程を通じ、地域住民が抱える課題を踏まえ、地域住民や支援関係機関と議論を行い、事業実施の理念や目指すべき方向性についての認識の共有を図ることが重要である。

また、重層的支援体制整備事業に対する補助は、既存事業に係る国及び都道府県の補助を交付金として一体で交付することとしているが、当該交付金を適切に執行するためにも、各分野の支援関係機関が事業実施に関して共通の認識を持った上で重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、当該計画に基づく事業実施を行い、評価・検証を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを行うといったPDCAを実施することが重要である。

このように、重層的支援体制整備事業実施計画は、法律上は実施市町村の努力義務とされているが、本指針の内容及び策定ガイドラインの内容を十分踏まえ、策定を進めることが望ましい。

○ 重層的支援体制整備事業実施要綱において、同事業の実施にあたっては、実施に向けての「プロセス」が重要であることを明示。

1. 重層的支援体制整備事業実施に係る心構え

・ 重層的支援体制整備事業においては、市町村内の各種施策に係る支援関係機関等が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要。このためには、地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するといったプロセスが必要不可欠。他方、このプロセスを経ぬまま、重層事業に必要な形式的要件を具備することや、支援会議や重層的支援会議の設置を優先すると、関係者の負担感ばかりが増幅し、体制構築が進まず、実際にも以下のような事例が報告されている。

- ・ 会議体を開催してはみたものの、その場限りの関係性にとどまってしまう、連携・協働の体制として発展していかない。
- ・ 重層事業を構成するすべての取組の実施に至ったものの、各分野別個の支援に留まっており、支援ニーズを踏まえた新たな発想が生まれない。

・ 重層事業とは、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、「チーム」として支援していく仕組みである。

・ 各市町村における重層事業の担当部署・担当者は、既存の支援の関係機関等を支援するいわゆる「支援者支援」の機能を担うべきであって、個別の対象者への支援や、地域活動を一手に担ってしまうことは、決して望ましくない。特に、いわゆる「支援困難ケース」の担当部署となり、担当者が孤立し疲弊するような状況になってしまうと、重層事業本来の意義が失われる結果となりかねないことに留意が必要。全ての市町村では、こうした点を十分に認識し、庁内における組織的な検討作業、庁外の関係者との関係性づくりのいずれにおいても、丁寧に合意形成を図ることを旨としてほしい。

2. 重層的支援体制整備事業実施に向けて必要なプロセス

（1）なぜ「わがまち」に重層事業が必要なのかの理解

人口減少が進展し、行政のリソースも減少することが想定される中、将来の「わがまち」において複雑化・複合化した支援ニーズにアプローチしていくためにどのような支援体制や社会資源が求められるのか、検討を経た上で重層事業を実施することが重要。このためには、まずは「わがまち」の目指す将来を想像し、現状の地域活動や住民同士のつながりなども勘案した上で、重層事業を活用して包括的な支援体制を構築することの必要性について、庁内外で理解を得ておくことが必要である。

（2）「重層的」な取組を行うことの合意

体制を構築するためには、まずは庁内外において、以下の観点から「重層的」な取組を行うことへの合意を得る必要があり、これを経ずに実施すると、重層事業により各分野や支援関係機関間の新たな「押し付け合い」が発生してしまうおそれがあることにご留意いただきたい。

- ・ 高齢・障害・子ども・生活困窮を始めとした各分野の支援の相互の重なり合いが重要であること
- ・ アウトリーチ、相談支援、参加支援といった一連の支援の相互の重なり合いが重要であること
- ・ 各福祉制度と、住民主体の地域活動等との相互の重なり合いが重要であること

（3）事業のデザイン

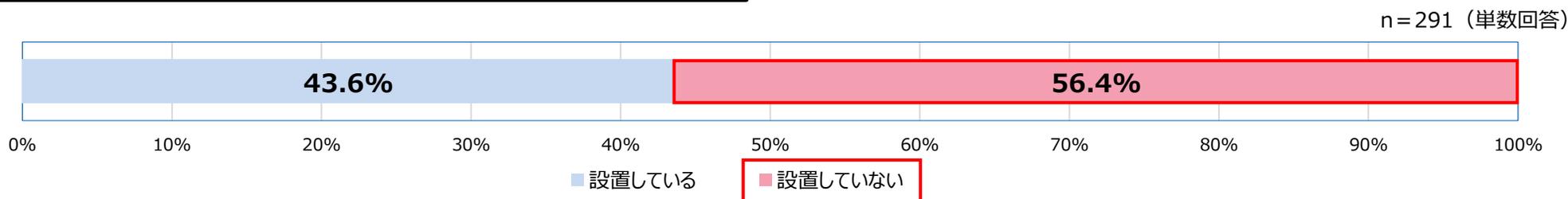
重層事業は、（1）及び（2）のような観点を踏まえた上で、地域の実情に応じた事業設計を行うことが重要である。したがって、他地域の先進事例等を単純に取り入れるのではなく、以下のような観点から、市町村が主体的に事業を「デザイン」することが必要である。

- ・ 庁内の体制を分析した上で、個別支援において連携・協働していくためにどのような組織づくりが必要なのか
- ・ 「わがまち」の強みや、今後活かせるような社会資源等を把握した上で、それらを組み合わせることでのどのような取組が可能か

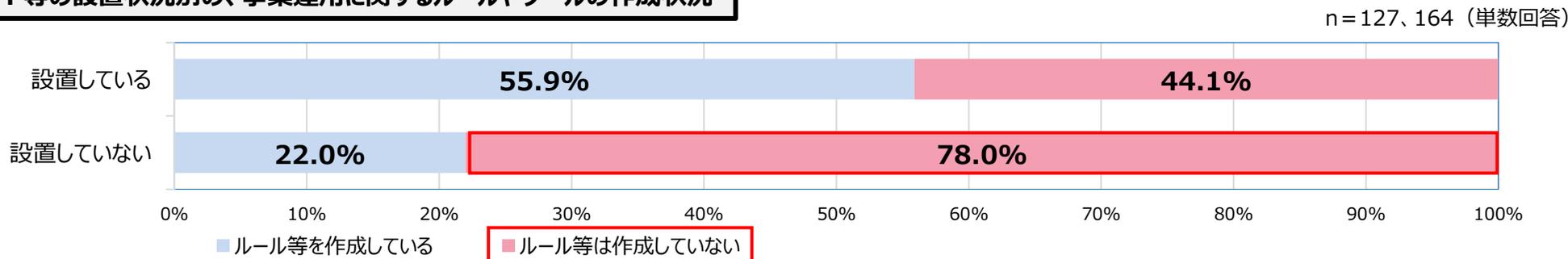
重層的支援体制整備事業 実施にあたっての市町村の取組

- 令和3年度又は4年度に重層事業又は重層事業への移行準備事業を実施していた市町村における、重層事業実施に向けた準備を行うプロジェクトチームやワーキングチーム等の設置状況をみると、「設置していない」は56.4%であった。
- また、プロジェクトチームやワーキングチーム等を設置している市町村が、同事業の運用に関するルールやツールの作成率が高く、設置していない市町村の78.0%がルール等の作成はしていなかった。

重層的支援体制整備事業実施に向けた準備を行うPT等の設置状況



PT等の設置状況別の、事業運用に関するルールやツールの作成状況



(重層的支援体制整備事業の運用に関して作成しているルール・ツールの内容 (例))

- ・ 事業の全体像や支援の流れを説明した図
- ・ 相談受付・連携シート
- ・ 事務マニュアル、関係機関リスト
- ・ 多機関協働/重層的支援会議・支援会議に関するルール
- ・ 多機関協働事業の対象とするケースの基準

重層的支援体制整備事業実施計画の策定状況

- 令和5年度に重層的支援体制整備事業を実施した189市町村における「重層的支援体制整備事業実施計画」の策定状況を見ると、「策定済」又は「策定（検討）中」は89.9%、「策定予定なし」は10.1%であった。
- 「策定済」又は「策定（検討）中」の市町村であっても、重層事業の「事業評価・見直しに関する事項について」記載している自治体は、65.9%であった。

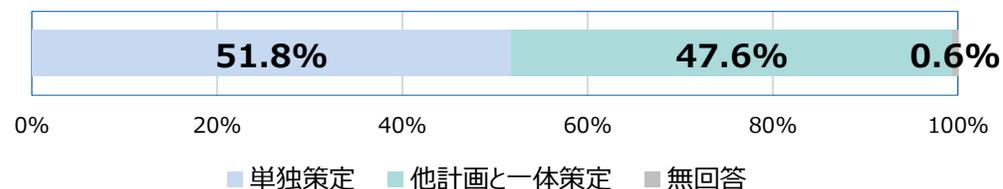
重層的支援体制整備事業実施計画の策定状況

n = 189 (単数回答)



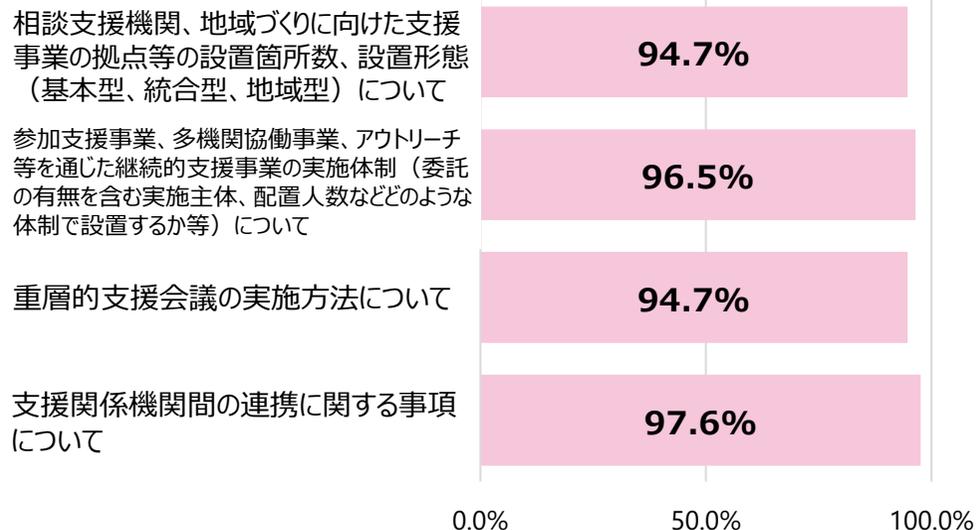
重層的支援体制整備事業実施計画の策定方式

n = 170 (単数回答)



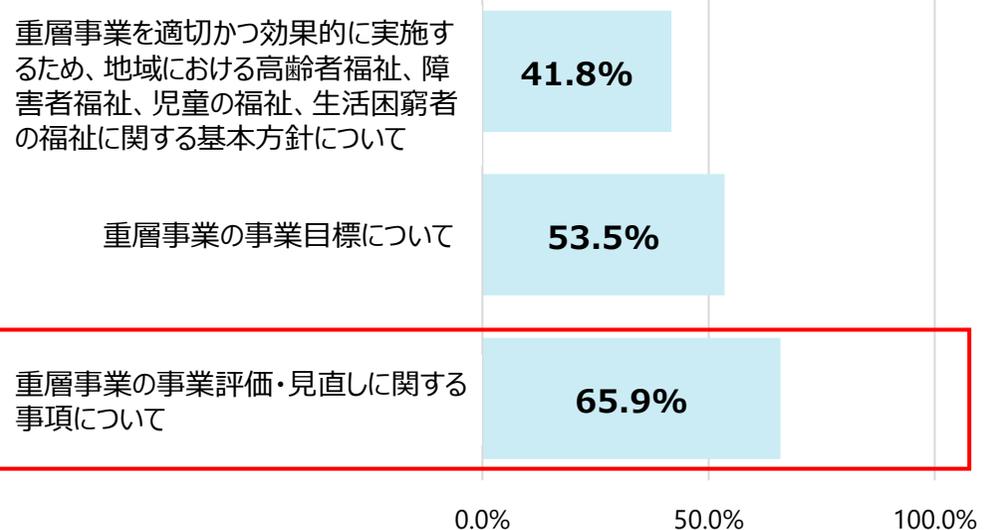
必須記載事項の記載状況

n = 170 (項目ごと単数回答)



任意記載事項の記載状況

n = 170 (項目ごと単数回答)



多分野連携・協働の取組（連携通知対象施策一覧）

（令和6年9月30日時点）

- 福祉分野や福祉以外分野との連携・協働を図るため、関係省庁等と連名で通知を发出。
- 市町村におけるそれぞれの所管部署間の相互理解の促進を図ることや、連携が考えられる施策、重層的支援体制整備事業の各事業における連携の具体例等を示し、連携の促進を図っている。

【令和3年3月29日付け】

- ・ ひきこもり支援
- ・ 自殺対策
- ・ 児童福祉制度・DV被害者支援施策等
- ・ 公共職業安定所等
- ・ シルバー人材センター
- ・ 生涯現役促進地域連携事業
- ・ 水道事業
- ・ 保護観察所等
- ・ 地域定着促進事業
- ・ 教育施策
- ・ 子供・若者育成支援施策

【令和3年3月31日付け】

- ・ 高齢者向け施策
- ・ 障害保健福祉施策
- ・ 子ども・子育て支援施策
- ・ 生活困窮者自立支援制度
- ・ 生活保護制度
- ・ 成年後見制度利用促進に係る取組
- ・ 社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等

【令和3年4月1日付け】

- ・ 地域若者サポートステーション事業

【令和3年10月1日付け】

- ・ 消費者安全地域協議会制度（消費者庁）
- ・ 地域力創造施策（総務省）

【令和3年12月1日付け】

- ・ 地方創生施策（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室）

【令和4年3月1日付け】

- ・ 農林水産施策（農林水産省農村振興局）

【令和4年6月30日付け】

- ・ 地域循環共生圏（環境省）

【令和6年6月24日付け】

- ・ 孤独・孤立対策（内閣府孤独・孤立対策推進室）

【令和6年7月18日付け】

- ・ 犯罪被害者等施策（警察庁）

多分野との連携・協働に関する市町村の課題認識と連携分野

- 多分野との連携・協働に関して、市町村からは、「他分野との連携の必要性の認識不足」、「まちづくり部局との連携の必要性」などの課題があげられている。
- 連携先としては、福祉分野が多く、地方創生・まちづくりや商工・農林水産といった分野と連携している市町村は少ない。
(注) 多機関協働事業における連携分野であるため、個別支援の連携先を想定した回答であることに留意が必要。

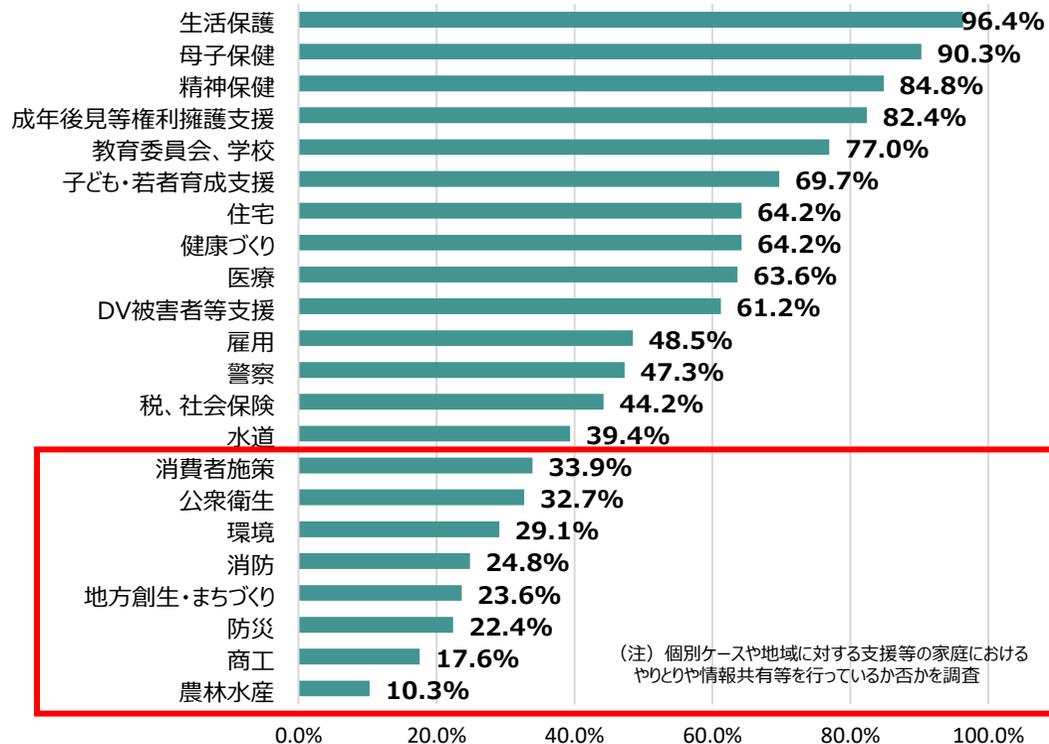
自治体からの主なコメント（調査研究事業より）

- ・ 他分野の課題を知る機会が不足し、**連携の必要性が認識されていない**（業務の縦割り）
- ・ 庁内においてもなかなか縦割り意識が抜けない。
- ・ **重層事業や地域共生社会の担当だけではなく、関係分野の職員が自分の仕事の一部としてとらえ、一体となって包括的な支援体制を整備に向けて取り組める組織づくりが肝なのではないか**と感じている。
- ・ 県や市町村それぞれの行政内でも、**福祉部局だけでなく、まちづくり部局を含めて検討する等様々な部局を巻き込んで地域づくりを進めていく必要がある**。
- ・ **地域資源とのつながりづくりを苦手とする行政職員は多い**。

- 令和4年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域共生社会の実現に向けた「地域づくり」への取組に関する調査研究事業」
「「地域づくり」推進のための手引き～地域共生社会の実現に向けて～」(株式会社Ridilover)
- 令和6年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域共生社会の実現に向けた分野横断的な地域づくりの手法に関する調査研究」による
都道府県アンケート調査（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）(速報値)

連携している分野

- ・ 令和5年度に重層的支援体制整備事業を実施していた市町村のうち、調査に回答した165市町村において、多機関協働事業で連携や調整を行っている分野とその分野と連携・調整を行っている市町村の割合



(注) 個別ケースや地域に対する支援等の家庭におけるやりとりや情報共有等を行っているか否かを調査

包括的な支援体制整備にあたっての都道府県の役割

- 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」においては、都道府県の役割として、① 広域的な支援・調整が求められるケースの支援実施主体、② 市町村の包括的な支援体制の構築の支援、③ 人材育成・機運の醸成等が規定されている。

社会福祉法 第6条第3項

国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

- 指針の「第六 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援」において、都道府県の役割を以下のとおり規定。

役割	具体的な取組
① 広域での支援や調整が求められる地域生活課題の解決に資する支援を実施する直接の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な支援を要する医療的ケアを要する状態にある児童及び難病・がん患者 ・ 身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等 ※市町村間や支援機関間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等も含む
② 市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援	<p>管内の市町村の実情に応じて、必要な助言、情報の提供等の援助を行う。 具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管内市町村の実態把握や地域分析を行った上で、支援の広域実施や他の事業との一体的実施などに向けた支援 ・ 市町村域を超えた新たな事業の委託先の開拓とその共有
③ 市町村域を越える広域での人材育成や地域共生社会の機運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的な支援体制の構築に係る人材の育成に向けた研修の開催 ・ 先駆的な取組の収集と共有等の人材養成や情報共有の取組 ・ 管内市町村の関係者や地域住民等を広く対象とした勉強会や研修の開催等

重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」
 (平成27年7月27日厚生労働省社会・援護局長通知)
 及び令和6年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
 事前協議書より作成

- 社会福祉法第6条第2項及び第3項の規定を踏まえ、都道府県が市町村への必要な後方支援を行うことができるよう、令和3年度より「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」を実施。
- 同事業実施要綱に定める事業内容、令和6年度予算額・補助率、実施状況は以下のとおり。

次の(1)から(7)に掲げる取組のうち、地域の実情に応じて必要な取組を実施するものとする。

(1)	管内市町村の庁内庁外連携促進のための支援や都道府県庁内庁外連携会議の開催
(2)	市町村間の情報共有の場づくり・ネットワーク構築
(3)	市町村圏域を超える広域支援体制の構築、都道府県内における法律等の専門家派遣、市町村の重層的支援体制構築のためのアドバイザー派遣等の市町村への技術的助言及び支援
(4)	市町村の重層事業への移行促進に向けた取組を支援するための人材養成研修（市町村職員や専門職等の実践者を対象としたもの）の実施や、地域共生社会の実現に向けた気運醸成のためのセミナー、シンポジウム、住民説明会等の開催
(5)	重層的支援体制構築のための検討に必要な実態調査やヒアリング等の実施（介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援 機関間の連携実態、地域づくり支援に資する社会資源の実態等、重層事業の実施に向けて活用する調査に限る。ただし、地域福祉（支援）計画や重層的支援体制整備事業実施計画の策定にかかる経費は補助対象外とする。）
(6)	重層事業推進のための周知・広報
(7)	その他市町村が包括的な支援体制を構築する上で必要な取組

令和6年度
 予算額・補助率

予算額：154,783千円、補助率：3 / 4

令和6年度
 実施状況

- 実施予定都道府県数：45
- 事業実施の例：奈良県（※ 第2回「地域共生社会の在り方検討会議」でのヒアリング対象）
 ⇒ 委託先の奈良県社会福祉協議会に担当職員を配置した上で、以下の取組を実施。
 - ・ 市町村における庁内検討会議での助言
 - ・ 重層事業等を実施する市町村に対する、事業構想や展開に係る支援
 - ・ 複雑化・複合化した課題等、困難な事案への広域での支援体制の構築支援
 - ・ 市町村間での意見交換会・勉強会、実務担当者レベル対象の研修の開催
 - ・ 他市町村の包括的な支援体制の整備に係る事例収集、情報提供

市町村における包括的な支援体制の整備に関する都道府県キャラバンの実施

- 地域共生社会の理念、包括的な支援体制の整備の必要性や重層的支援体制整備事業の活用方法等に係る理解を深める観点から、都道府県が行う研修等において、厚生労働省職員が直接説明・意見交換等を行う「都道府県キャラバン」を実施。
- 令和3年度の開始以降、毎年度半数程度の都道府県から派遣希望があり、令和5年度は22府県への派遣を行った。

令和5年度派遣先

秋田県	山形県	茨城県	栃木県	埼玉県	神奈川県	福井県	山梨県
静岡県	滋賀県	京都府	大阪府	奈良県	和歌山県	山口県	徳島県
香川県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	沖縄県		

都道府県キャラバンによる研修カリキュラム

- 単に包括的な支援体制の整備に係る基礎的な情報を提供するのではなく、研修参加者が、研修修了後、各市町村において、地域生活課題の解決のために包括的な支援体制の整備が重要であることを理解した上で、関係者とともに連携・協働できるような働きかけを行うことができるよう、都道府県の担当者と厚生労働省職員が協議を行い、カリキュラムを決定。

(※) 都道府県からの派遣希望受付の際、以下のカリキュラム例も提示し、上記の観点での都道府県での事前検討も促している。

研修目的	なぜ「庁内連携」を行うのか、日頃の「問題意識」に照らし、実感をもって理解する
カリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政説明 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備－重層的支援体制整備事業の関係性の確認 ⇒ 市町村において、包括的な支援体制を整備するために求められること ⇒ なぜ「庁内連携」を行うのか（庁内連携自体は目的ではない。連携はあくまでも目的を達成するための1つの手段。） ○ 管内市町村の事例発表 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 庁内連携のきっかけ：関係部署間でどのような「問題意識」があったのか ⇒ どのように庁内連携を進めたのか ⇒ 庁内連携により、どのように「問題意識」が解消されたのか。 ※ 単に「取組の内容」を伝えるのではなく、「なぜその取組に至ったのか」「取組を進める上で重視したことは何か」といったプロセスを説明。 ○ グループワーク <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 架空の事例・目的等を通じて、庁内連携の意義を理解し、各市町村での具体的な連携方法を参加者同士の対話の中で検討。 ※ 庁内連携に留まらず、地域住民や地域活動団体、民間企業等に、福祉の枠組みを越えて働きかけを行うことも検討できるようにする。

奈良県では、

「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」

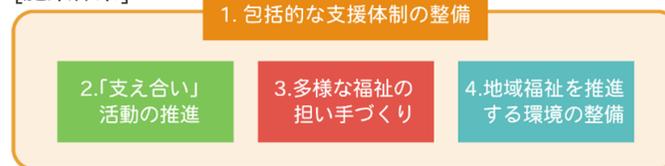
「奈良県地域福祉計画」

に基づき、包括的な支援体制の構築に向け、**社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、県も主体的に取組を進めること**としています。

その具体的な取組の一つとして、県と県社協が協働し、「**県内市町村の取組実践への支援**」を実施しています。

- ◇「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」(R4.3)
 - ▶ 県、市町村、関係機関等が連携し、誰もが社会の一員として役割と生きがいを持ち、支え合い、安心して生活することができる地域の実現を目指す。
 - ▶ 市町村における包括的な支援体制の整備の促進、市町村との協働による体制構築等について規定
- ◇「奈良県地域福祉計画(第4期)」(R4~R8)
 - ▶ 条例の理念を踏まえた具体的な施策
 - ▶ 「包括的な支援体制の整備」を施策の柱に位置づけ

[施策体系]



◆機運の醸成

- 市町村長及び幹部職員向けセミナー、フォーラムの開催
- 市町村及び市町村社協職員向け意見交換会、学習会の開催

◆市町村の取組への支援

○現場密着型支援

- ・現状のアセスメント、目指す姿の共有
- ・庁内検討会議への参加、助言
- ・庁内研修の企画・開催
- ・重層事業に関する情報の提供 など

○市町村が実施する施策にかかる助言、財政支援

○他自治体の先進事例の収集、情報提供

○市町村地域福祉計画策定支援

○地域と協働する専門職の養成（共通基盤研修）

○協定の締結

トップダウン、ボトムアップの
両面からのアプローチ

県と県社協との二人三脚で

- ✓ 関わりのなかでの感想や違和感はすぐに共有（目線を合わせる）
- ✓ 必要な場面で、必要な人が動く（効果的な役割分担）

広域団体に求められているのは

- × 高度な支援ではなく
- 一緒に考え、チャレンジを応援すること

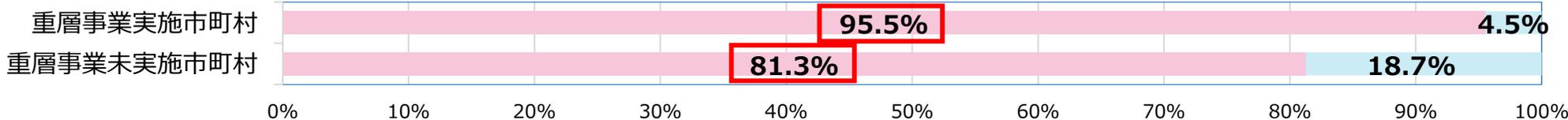
- 「相談支援」・「地域づくりに向けた支援」・「参加支援」に、一体的に着手することの難しさ
- 中山間部など小規模自治体における体制整備の進め方と支援
 - ・ 過疎化、人口減少による担い手の不足
 - ・ “自ずと包括化” の状況下での出口の見えにくさ（資源の少なさ）
 - ・ 奈良県は郡部が多く、各町村に合った体制整備とそれに向けた支援が必要
- 広域／県域における実践、取組展開
 - ・ 単独の市町村では「やりきれない」こと ⇔ 広域でできること（資源開発など）
- 市町村の主体性の引き出し方、働きかけ方
- 「包括的な支援体制の整備」の進捗状況の評価
- 包括的な支援体制の整備に向けた県の取組の次のステップ
 - ・ 県所管分野（相談支援機関）と市町村との連携体制
 - ・ 県域のスケールメリットを活かした、福祉分野にとどまらない取組の模索（県庁内の横断含め）
 - ・ 市町村への長期的な支援を見据えた県の体制の構築・維持 等

包括的な支援体制の整備に係る市町村の要望

- 包括的な支援体制の整備にあたっての国・都道府県からの支援は、重層的支援体制整備事業実施・未実施に関わらず、多くの市町村が「必要あり」と考えている。
- 国・都道府県に期待する支援の内容としては、体制整備にあたってのノウハウや社会資源の開拓・調整等を求める声が多いほか、交付金関係の実務面についても支援を求める意見が多い。

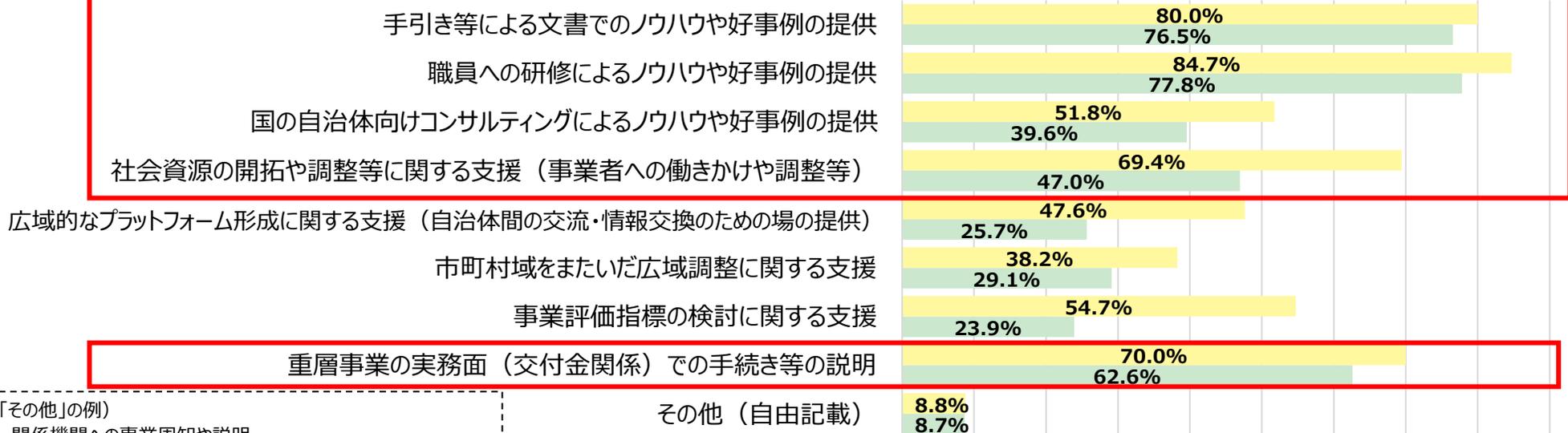
包括的な支援体制の整備にあたっての国・都道府県からの支援の必要性

必要あり 必要なし
実施市町村：n=178、未実施市町村：n=283（単数回答）



包括的な支援体制の整備にあたって、国・都道府県に期待する支援

実施市町村 未実施市町村
実施市町村：n=170、未実施市町村：n=230（複数回答）



（「その他」の例）

- 関係機関への事業周知や説明
- 重層的支援体制整備事業に関わる可能性のある各分野（福祉部局以外も含む）に対する各省庁からの更なる周知

地域共生社会の推進（厚生労働省HP）

こんな時、ぜひご活用ください！

- **地域共生社会や包括的な支援体制の理念・考え方を**知りたい。
- **包括的な支援体制の整備の担当者となったものの、誰と対話すればよいか、どう進めたら良いかわからない。**
- **関係者と一緒に話し合う上で活用できる資料がほしい。**
- **わがまちで重層的支援体制整備事業を実施するかどうか、検討するための材料がほしい。**
- **地域共生社会に関する最新の議論の動向が知りたい。**

<地域共生社会の推進>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsu_hogo/chiikikyosei/index.html

<地域共生社会の在り方検討会議>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40780.html

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) in Japan. The page is titled '地域共生社会の推進' (Promotion of Local Community). It features a navigation menu with options like 'ホーム', 'お問い合わせ窓口', 'よくある質問集', 'サイトマップ', and '国民参加の場'. The main content area is divided into several sections: '福祉・介護' (Welfare and Care), '法令・通知等' (Laws and Notifications), '社会福祉推進事業' (Social Welfare Promotion Projects), '人材養成研修' (Human Resource Training and Seminars), and '取組事例・広報' (Case Studies and Publicity). A sidebar on the right contains a '政策について' (About Policies) section with a tree view of policy areas. At the bottom, there is a table titled '地域共生社会の在り方検討会議' (Local Community Existence Discussion Meeting) with columns for '回数' (Number), '開催日' (Date), '議題等' (Agenda), '議案等/議事案' (Proposals/Agenda Items), '資料等' (Materials), and '開催案内' (Event Information). The table lists five meetings from 2024 to 2025.

回数	開催日	議題等	議案等/議事案	資料等	開催案内
第5回	2024年10月29日 (令和6年10月29日)	1. 地域共生社会に対する、身寄りのない高齢者が抱える課題等への対応に 2. その他	-	・ 資料	・ 開催案内
第4回	2024年9月30日 (令和6年9月30日)	1. 地域共生社会の実現に向けた取組について、福祉以外の分野との連携・協働による地域共生社会の実現について 2. その他	-	・ 資料	・ 開催案内
第3回	2024年8月21日 (令和6年8月21日)	1. 成年後見制度の構築に向けた取組と福祉と連携強化等の総合的な権利保護支援事業の実現について 2. その他	・ 議案	・ 資料	・ 開催案内
第2回	2024年7月29日 (令和6年7月29日)	1. 地域共生社会の実現に向けた取組について、包括的な支援体制の整備の現状と今後の取組について 2. その他	・ 議案	・ 資料	・ 開催案内
第1回	2024年6月27日 (令和6年6月27日)	1. 地域共生社会の在り方検討会議での「議論の経過」等について 2. 地域共生社会の実現に向けた取組と課題について 3. その他	・ 議案	・ 資料	・ 開催案内